

入会約款 及び 校則

ご契約前に本書面の内容をよくご確認ください。



ゴーウェルランゲージスクール

1. 契約成立

貴殿は本入会約款及び校則への同意を前提とし、ゴーウェルランゲージスクール（以下 GLS という）の入会申込書にご記入いただくことにより、当校の受講生となります。貴殿が当該届に記入された日付をもって契約締結の年月日とし、入会届お客様控えをお渡しいたします。

2. レッスン内容

- イ. 外国人講師による語学レッスンをご提供しています。
- ロ. レッスン形態、方法、時間数、受講費は、別紙をご参照ください。
- ハ. 入会前の無料体験、見学
レッスンは事前見学または無料体験20分をご受講いただくことができます。
- ニ. 受講に必要な教材は、GLS推薦のテキスト等を当社または書店にてご購入いただきます。
マンツーマンレッスンの場合、既にお持ちの教材をご利用いただくことも可能です。
- ホ. GLSは、その事情によりクラス内容・料金の一部を変更・廃止する場合があります。

3. 納入金額

- イ. 受講費 コース別に申し受けます *別紙料金表をご参照ください。
- ロ. 教材費 コース別に申し受けます *別紙料金表をご参照ください。

4. 納入時期・方法

受講費は原則レッスン開始前までに銀行振込もしくは現金またはクレジットカードでの納入となります。延長の場合も同じく延長のレッスン開始前までに納入下さい。

5. レッスン受講期間

- イ. マンツーマンレッスンは10回・30回・100回の3種類の受講回数があります。10回の有効期限は3カ月以内、30回、100回の有効期限は1年以内です。延長は認められませんのでご了承下さい。
- ロ. マンツーマンレッスンの欠席及び変更のご連絡は、受講日の前日15時迄のお申し出に限りです。15時以降の欠席及び変更の場合、レッスン1回分として換算されますので予めご了承下さい。

6. 納入金の滞納について

事前の連絡がなく期日までに支払いがない場合には、授業の提供は停止し、受講生の資格を失うことがあります。

7. 契約解除（クーリング・オフ）

- イ. 契約コースの受講期間が2カ月を超え、またはお支払い総額が5万円を超える場合は、貴殿は契約締結をした日から起算して8日を経過するまでの間は、書面により契約を解除することができます。
- ロ. イ. の契約解除は、当該契約の解除に係る書面を発行した時に、その効力が生じます。
- ハ. イ. の契約解除があった場合、GLSは貴殿にその契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求できません。
- ニ. イ. の契約解除があった場合、すでに授業が開始していたとしても、GLSは貴殿に金銭の支払いを請求できません。
- ホ. イ. の契約解除があった場合、GLSは貴殿から受領しているその全額をすみやかに返金いたします。返金は銀行口座振り込みにておこないます。振り込み手数料のご負担はありません。
- ヘ. イ. の契約解除があった場合、貴殿は教材の販売に係る契約についても解除することができます。
- ト. ヘ. の契約解除は、当該契約の解除に係る書面を発行した時にその効力が生じます。
- チ. ヘ. の契約解除があった場合、GLSは貴殿にその契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求できません。
- リ. ヘ. の契約解除があった場合、GLSは教材に関し貴殿から受領しているその全額を貴殿にすみやかに返金いたします。
- 又. ヘ. の契約解除があった場合、教材の引渡しが無事になされている時は、その引取りに要する費用はGLSが負担いたします。
- ル. なお、貴殿が不実の事を告げられて誤認し、また威迫され困惑して契約解除しなかった時は、あらためて契約解除できる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまでは契約解除ができます。

8. 契約解除（中途解約・違約金等）

- イ. 貴殿の契約コースの受講期間が2カ月を超え、またはお支払い総額が5万円を超える場合、契約締結をした日から起算して8日を経過した後は、書面により将来に向かって契約を解除することができます。
- ロ. イ. の契約解除があった場合における受講費の清算方法
貴殿がGLSに支払われた金額から下記ハ. 二. に定める費用を差し引いた金額を貴殿の口座にお振込みいたします。振り込み手数料は貴殿のご負担とさせていただきます。
- ハ. イ. の契約解除が、入会届記載の初回レッスン日前の場合、GLSは下記の費用を差し引いた額を貴殿に返金いたします。但し、清算金がマイナスになった場合は、貴殿にその不足額をお支払いいただきます。* 契約の締結及び履行のために通常要する費用15,000円

- 二. イ. の契約解除が、入会届記載の初回レッスン日以降の場合は、GLSは下記の場合における費用を差し引いた額を貴殿に返金いたします。
但し、清算金がマイナスになった場合は貴殿にその不足額をお支払いいただきます。
①事務手数料15,000円（初期生徒登録手続き、体験レッスン、その他契約処理の諸費用）
②消化済み受講費（消化済み回数分の受講費）
③GLSに支払われた金額から上記①～②を差し引いた残額の20パーセントまたは50,000円のいずれか低い額
- ホ. イ. の契約解除の申し出があった場合において、貴殿は教材の販売に係わる契約についても解除できます。
- ヘ. ホ. の契約解除の申し出があった場合、教材費は以下のように清算します。
①返却された教材が使用されている場合は、その代金を申し受けます。
②返却された教材が使用されていない場合は、貴殿にその代金をご請求しません。但し、汚損や書込みがある場合はこの限りではありません。

9. 退会

当校の規則等をご理解いただけない場合や、レッスンの進行を著しく損なうような場合は、退会していただく場合もございます。

10. 事業主体

- イ. 社名 ゴーウェル株式会社
ロ. 代表者名 松田秀和
ハ. 本社住所/電話 東京都中央区銀座3-8-13 銀座三丁目ビルディング7F/03-6272-9651

11. 附則

- イ. 本約款に定める事項について疑義が生じた場合、両者の協議で解決するものとします。
ロ. 本約款の定めない事項については、民法その他の法令によるものとします。
ハ. 今度契約内容が改定された場合、その改定を受講生は遵守いただくものとします。

12. 個人情報の取り扱いについて

- 当社では、お客様のプライバシーの尊重と、個人情報の保護に最新の注意を払っています。
- イ. 当社はGLSにお問い合わせいただく際、またご入学いただく際にご記入・ご提出いただくお客様の個人情報を慎重に扱い、プライバシーの保護に努め、受講のための生徒情報管理、レッスン管理のほか、当スクールならびにグループ企業におけるイベントやキャンペーンのご紹介、営業に関するご案内を郵送、電子メールにて送付するために利用させていただいております。また、今後の業務運用、サービス改善、マーケティング活動等に貴重なご意見として活用させていただきます。
- ロ. 当社は、法令に定める場合を除き、個人情報を、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供いたしません。受講費等の口座振替処理のため、必要に応じて個人情報（受講者氏名、保護者氏名、住所、連絡先）を外部委託（口座振替会社）に提供することがあります。この場合は委託先に対し、秘密を保持するために適正な監督をおこないます。
- ハ. お客様の個人情報は、紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセスが生じないように、セキュリティ対策を講じて適正に管理します。
- ニ. 個人情報保護法等の法令・ガイドラインを遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。
- ホ. お客様がお客様自身の個人情報についての内容の照会、訂正、削除、を求められた場合には、当社下記窓口までご連絡ください。
- ヘ. 当社は、お客様の個人情報の取扱いが適正におこなわれるように従業員への教育を実施し、適正な取扱いがおこなわれるように点検するとともに、個人情報保護の取り組みを継続的に見直し改善します。
- ト. 「個人情報に関するお問い合わせ窓口」 email:info@thaigo-club.com 電話：0120-961-181

13. 受付時間

平日：10：00～21：00/土曜：10：00～18：00
ご予約済のマンツーマンレッスンを欠席される場合、またはレッスン時間に遅れる場合、早退される場合は、必ず事前にスクールまでご連絡ください。

14. 休校日

イ. 毎日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始等。年間スケジュール表をお渡ししますので、ご参照ください。

15. ご相談窓口

ゴーウェルランゲージスクール受付及びインフォメーションセンター 電話：0120-961-181

16. ホームページ

ゴーウェルランゲージスクールホームページ <http://www.thaigo-club.com/>